

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 8 年度）

令和 8 年 7 月 2 2 日

奈良県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条の規定に基づき、PFI 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	（仮称）奈良県アリーナ整備運営事業
期間	15 年間
概要	アリーナ等の調査、設計、建設、開業準備、運営、及び維持管理業務
公共施設等の立地	奈良県橿原市四条町
実施方針を策定する時期	令和 8 年 7 月 2 3 日（予定）
担当	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局まちづくり推進課 地域構想・市街地整備係 TEL：0742－27－7521